

## 白鷹町住宅需要拡大促進事業

前年度に引き続き、町内に自ら居住する住宅及び店舗の新築・増改築・修繕などを行う場合、施主に対して給付金を交付します。この事業は、白鷹町商工会が事業実施主体となり行うもので、町内における持家住宅の建設促進や増改築による住環境の整備を推進し、併せて地元関連業界の振興及び消費需要の拡大、景気浮揚を目的として実施するものです。

▼対象物件 持家、店舗など  
▼対象工事 対象物件の新築、増改築及び修繕工事、給排水衛生施設整備工事で、平成25年2月20日まで完成することのできる工事

▼対象工事費の下限 工事請負額が50万円以上  
▼給付金交付額 対象工事費の10%以内の額  
※住宅の新築工事は50万円、その他の工事は30万円を限度額とします。  
※対象工事に省エネ化の工事(※1)を含む場合、住宅の新築工事は70万円、その他の工事は40万円を限度額とします。

※1省エネ化の工事とは、①高効率給湯器を設置する工事②太陽光・太陽熱又は地熱等利用機器の設置工事③ペレットや薪を使用するボイラーやストーブの設置工事④二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラスを2枚以上設置する工事をいいます。  
▼交付を受けるための要件  
○施工業者が町内業者であること。  
○工事にかかるその他の補助金、利子補給などを受けていないこと(※)  
○町税などの滞納がないこと。  
※詳しい内容や申込方法などはお問い合わせください。

■申込・問い合わせ 白鷹町商工会 (☎85-0055) または町産業振興課 (☎85-6136)

(※) ……白鷹町住宅需要拡大促進事業と白鷹町住宅リフォーム総合支援事業(真補助事業)については、併用できる場合があります。その場合の要件や上限額など詳しくはお問い合わせください。

## 白鷹町住宅リフォーム総合支援事業等

### 1 白鷹町住宅リフォーム総合支援事業

▼対象物件 住宅  
▼対象工事 住宅のリフォーム(住宅の部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用のいづれかを含む工事)を行う工事で、平成25年2月20日まで工事完了の届出ができる工事  
▼対象工事費 請負契約額が50万円以上  
▼補助金交付額 工事費の10%以内の額(上限20万円)  
▼交付を受けるための要件  
①施工業者が県内業者であること  
②工事にかかるその他の補助金、利子補給などを受けていないこと(※)  
③町税などの滞納がないこと。

### 2 白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。  
▼対象件数 先着5件

▼診断料 6000円  
※町の負担:5万4000円

### 3 白鷹町木造住宅耐震改修事業

②で耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額を補助します。  
※2分の1の額が120万円を超える場合、120万円が限度額。  
▼対象件数 先着3件

### 4 木造住宅耐震診断士への登録について

建築士(一級、二級、木造)の資格をお持ちのかたで、山形県もしくは市町村、または財団法人日本建築防災協会などが主催する木造建築物耐震診断の業務に必要な講習会を受講されているかたは、白鷹町木造住宅耐震診断士として登録してください。随時受け付けいたします。

■問い合わせ 建設水道課管理係 (☎85-6140)

## 雇用創出促進事業

高い失業率や低い有効求人倍率が示すように、町内の雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。町では、このような状況の解消を目的に、町内で事業を営む法人や個人の皆さまの理解と協力をいただきながら「雇用創出促進事業」に取り組みます。

### 【事業概要】

町内に事務所、店舗、工場などを有し事業を営む法人や個人が、ハローワークに求人申込を行い、町民のかたを雇用した場合、一人当たり60万円を上限に奨励金を交付するものです。

### 【申請方法】

雇用主(事業を営むかた)が、求職者を雇用した後、産業振興課で交付する申請書に以下の書類を添えて、

雇用した日から14日以内に申請してください。

- ①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主控)の写し
  - ②新たな雇用者に係る労働条件通知書の写し
- ほかにも要件などがありますので、くわしくはお問い合わせください。  
産業振興課商工振興係 (☎85-6136)

